



2024年2月14日

各位

会社名 日機装株式会社
代表者名 代表取締役社長 甲斐 敏彦
(コード番号 6376 東証プライム)
問合せ先 執行役員 企画本部長 村上 雅治
(TEL. 03-3443-3717)

当社の従業員、当社国内子会社の取締役および当社国内子会社の従業員に対する 譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入を決議し、本制度に基づき、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年6月3日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 47,600株
(3) 処分価額	1株につき1,160円
(4) 処分総額	55,216,000円
(5) 処分先およびその人数並びに処分株式の数	当社の従業員 292名 45,700株 当社国内子会社の取締役 4名 1,400株 当社国内子会社の従業員 4名 500株

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の管理職層の従業員、当社国内子会社の取締役および当社国内子会社の管理職層の従業員（以下「対象従業員等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員等は、本制度に基づき、当社および当社国内子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止

すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本自己株式処分にあたっては、割当予定先である対象従業員等 300 名に対して、当社および当社国内子会社から金銭債権合計 55,216,000 円（以下「本金銭債権」といいます。）、を支給し、普通株式 47,600 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有を中期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 3 年としています。

なお、本制度は、各対象従業員等に対して現物出資するための金銭債権が当社および当社国内子会社から支給されますので、本自己株式処分により、当社の従業員および当社国内子会社の従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員等に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

本自己株式処分において、当社と対象従業員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年6月3日～2027年6月2日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員等が譲渡制限期間中、継続して、当社または当社国内子会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員等が定年、契約期間満了その他正当な事由により退任または退職した場合の取扱い

対象従業員等が、当社または当社国内子会社の役職員のいずれの地位からも定年、契約期間満了その他正当な事由により退任または退職した場合には、本割当株式の全部について、当該退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点または上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、対象従業員等が譲渡制限期間中に、当社または当社国内子会社の役職員のいずれの地位からも定年、契約期間満了その他正当な事由以外の事由により退任または退職した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、その他法令違反行為等を行った場合には、本割当株式の全部について、当該該当した時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式譲渡または事業譲渡における取扱い

譲渡制限期間中に、対象従業員等が役職員として在任若しくは在職している当社若しくは当社国内子会社（以下「本在任等会社」といいます。）の発行する株式の全部または事業の全部若しくはその一部について、2025年4月1日以降の日を実行日として、その譲渡がなされ、かつ当該譲渡に伴って対象従業員等が本在任等会社の役職員たる地位を喪失した場合には、本割当株式の全部について、当該株式の譲渡または当該事業の譲渡の実行日に本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、本在任等会社の株式の譲渡または事業の全部またはその一部の譲渡の実行日が、2025年3月31日までである場合で、かつ当該譲渡に伴って対象従業員等が本在任等会社の役員たる地位を喪失した場合には、当該実行日の前営業日において、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年2月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,160円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上